

令和6年度大分県医療費適正化推進協議会

令和6年12月20日(金)14:30~16:00

【資料1-2】

大分県医療費適正化計画(第三期) 実績に関する評価(概要)

大分県医療費適正化計画(第三期)の実績評価について

1 大分県医療費適正化計画(第三期)の趣旨等

趣旨:高齢化の進展等により医療費が年々増加している状況に鑑み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するための計画。
計画期間:平成30(2018)年度～令和5(2023)年度(6年間)

医療を取り巻く課題

- (1) **高齢化:**65歳以上人口の割合(H28):31.2%、R7見込み:34.1%
75歳以上人口の割合(H28):16.2%、R7見込み:20.3%
- (2) **健康寿命:**平均寿命との差 男性(9.54年)、女性(11.93年)
- (3) **医療費:**一人当たり医療費(H27) 39.6万円(全国5番目の高さ)
- (4) **市町村差:**一人あたり医療費(国保)(H27) 1.24倍の差



目標達成に向けた施策

- (1) **県民の健康保持の推進**
 - ①生活習慣病等の発症・重症化予防の推進
 - ②健康寿命日本一おおい県民運動の推進
- (2) **医療の効率的な提供の推進**
 - ①後発医薬品の使用促進等
 - ②病床機能の分化・連携の推進
 - ③在宅医療の推進
 - ④地域包括ケアシステムの推進
 - ⑤障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

達成すべき政策目標と効果の見通し

(1)県民の健康保持の推進に関する目標

生活習慣病の発症及び重症化の予防と健康寿命日本一の取組により、医療費の過度な伸びを抑制する。

①生活習慣病等の発症・重症化予防の推進

- ・特定健康診査の推進【特定健康診査の実施率 52.0%→70%】
- ・特定保健指導の推進【特定保健指導の実施率 22.9%→45%】
- ・メタボ・予備群の減少【特定保健指導対象者減少率 19.86%→25%(H20比)】
- ・たばこ対策の推進【喫煙率 19.6%→10.3%】

②健康寿命日本一おおい県民運動の推進

- ・健康寿命を延ばす3つの鍵の推進
【減塩 ▲3g、野菜摂取 350g、歩数 +1500歩】

(2)医療の効率的な提供の推進に関する目標

後発医薬品の使用促進と医薬品の適正使用を推進する。併せて、医療機関の病床を医療ニーズに応じて、高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能に分化しながら、切れ目のない医療・介護を提供する。

- ①後発医薬品の使用促進等【後発医薬品の使用割合 68.8%→80%以上】
※令和2(2020)年9月達成目標

- ②病床機能の分化・連携の推進
- ③在宅医療の推進
- ④地域包括ケアシステムの推進
- ⑤障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

(3)令和5(2023)年度の医療費見込み

5,258億円(医療費適正化効果額 54.9億円)

2 実績評価

目的:医療費適正化計画の実効性を高めるため、計画期間の終了の翌年度(令和6年度)に実績評価を行うとともに、今後の取組に活用する
根拠:高齢者の医療の確保に関する法律第12条第1項
方法:目標の達成状況並びに施策の実施状況及び当該施策に要した費用に対する効果に係る調査及び分析を行う(高齢者の医療に関する法律施行規則第3条)

3 計画に掲げる目標の達成状況

(1) 県民の健康保持の推進に関する目標

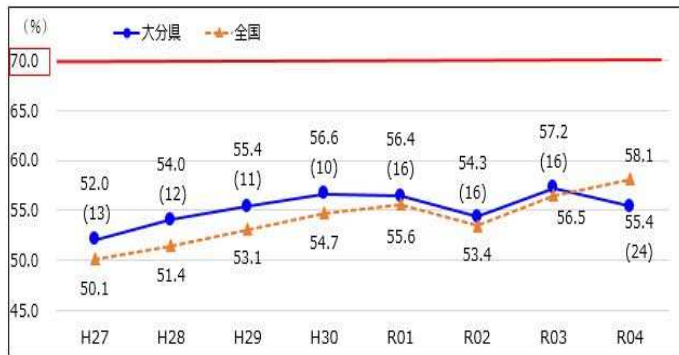
① 特定健康診査の実施率

目標 40歳から74歳までの対象者の**70%以上**が特定健康診査を受診すること

【令和4年度の結果】

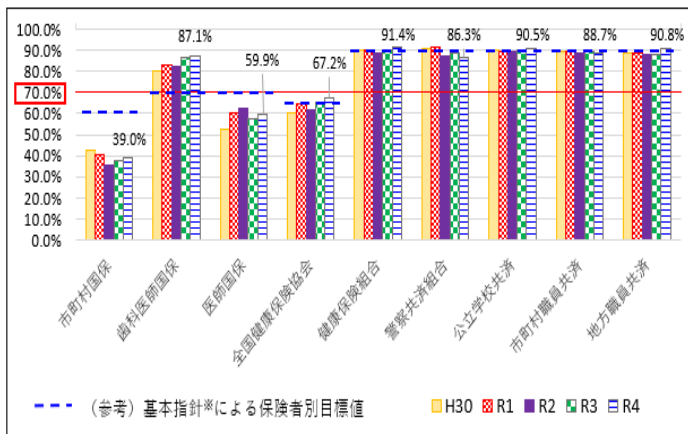
- ・県全体の実施率は、**55.4%**となっている。
- ・全国平均の58.1%を2.7ポイント下回り、全国24番目の実施率となっている。
- ・健保組合や共済組合等は実施率が高く、市町村国保や医師国保は低くなっている。

1. 特定健康診査実施率の年次推移



出典：レセプト情報・特定健診等情報データ(厚生労働省)

2. 保険者の種類別特定健康診査の実施率の年次推移



※基本指針：特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針 国保医療課調べ

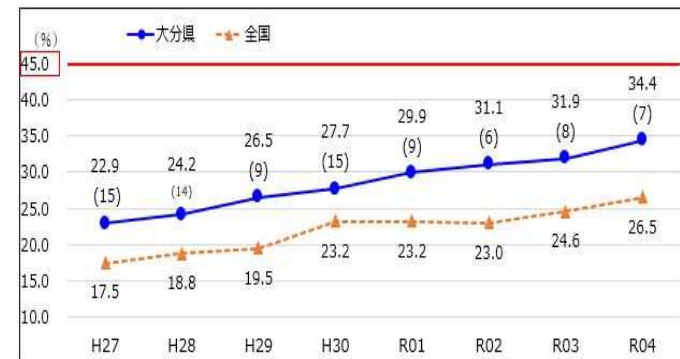
② 特定保健指導の実施率

目標 特定保健指導が必要とされた対象者の**45%以上**が特定保健指導を終了すること

【令和4年度の結果】

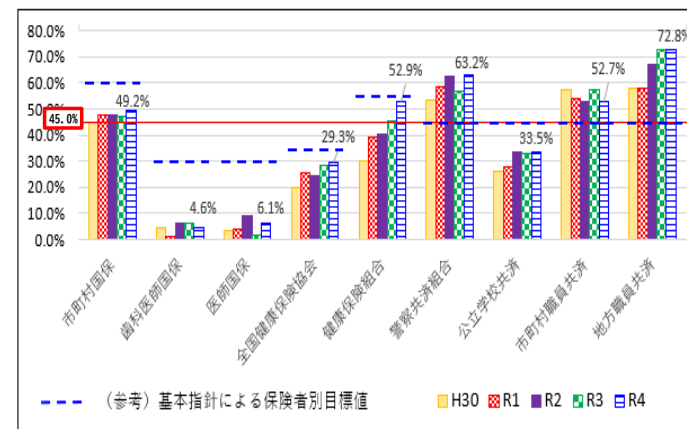
- ・県全体の実施率は、**34.4%**となっている。
- ・全国平均の26.5%を7.9ポイント上回り、全国7番目の高い実施率となっている。
- ・全体的に実施率は上昇傾向にあるが、歯科医師国保や医師国保は低くなっている。

1. 特定保健指導終了率の年次推移



出典：レセプト情報・特定健診等情報データ(厚生労働省)

2. 保険者の種類別特定保健指導終了率の年次推移



国保医療課調べ

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率

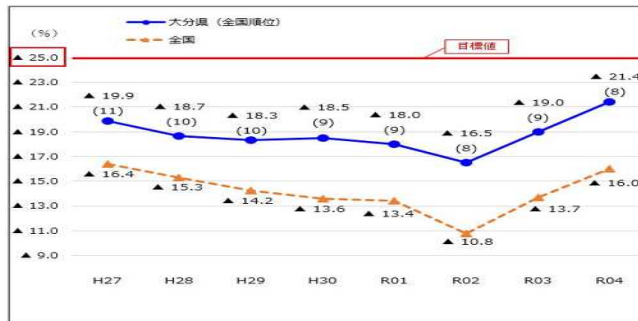
目標

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合を20年度と比べ**25%以上**減少させること

【令和4年度の結果】

- ・県全体の減少率は、**21.4%**となっている。
- ・全国平均の16.0%を5.4ポイント上回り、全国8番目の高い減少率になっている。
- ・いずれの年度においても全国平均を上回っている。

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率(平成20年度比)



出典: 特定健診・特定保健指導に関するデータ

④たばこ対策の推進

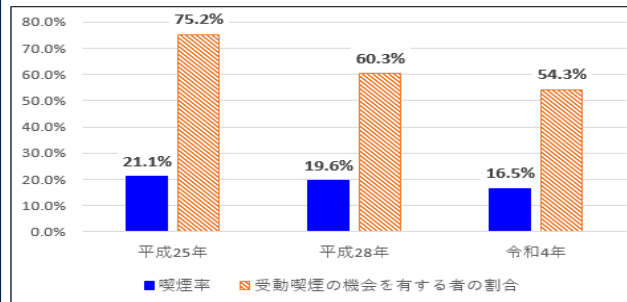
目標

成人の喫煙率を**10.3%**に、受動喫煙の機会を有する者の割合を**50.0%**にそれぞれ低下させること

【令和4年度の結果】

- ・喫煙率では、全体**16.5%**(男性27.2%、女性6.2%)となっている。
- ・受動喫煙では、**54.3%**となっている。

喫煙率及び受動喫煙の機会を有する者の割合



	平成25年	平成28年	令和4年
成人男性喫煙率	33.7%	32.6%	27.2%
成人女性喫煙率	8.8%	8.1%	6.2%

出典: 県民健康づくり実態調査

後発医薬品の使用割合

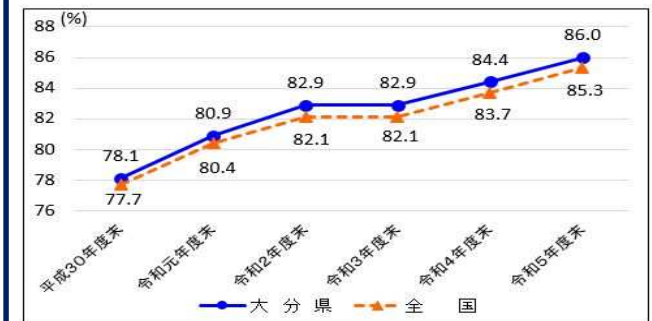
目標

後発医薬品の使用割合については、令和2(2020)年9月までに数量シェアを**80%以上**すること

【令和5年度の結果】

- ・令和元(2019)年12月に数量シェア80%の目標を達成して以来、後発医薬品の使用割合は上昇傾向にあり、令和5(2023)年度末時点は**86.0%**で全国平均の85.3%を0.7ポイント上回り、全国27位となっている。

後発医薬品の使用割合の推移(数量シェア)



区分	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
大分県	78.1%	80.9%	82.9%	82.9%	84.4%	86.0%
全国	77.7%	80.4%	82.1%	82.1%	83.7%	85.3%
全国順位	32位	30位	28位	21位	27位	27位

出典: 最近の調剤医療費(電算処理分)の動向

4 目標の達成に向けた施策の実施状況

(1) 県民の健康保持の推進に関する施策の実施状況

① 特定健康診査の推進

- ・受診促進のための広報(SNS広告・テレビCM・ポスター等)
- ・データ分析による未受診者の行動特性に応じた受診勧奨
- ・集団健診におけるWEB予約の導入
- ・みなし健診に係る検査結果提供のオンライン化
- ・一社一健康宣言事業で健診実施率の宣言を必須化し意識付けを強化

② 特定保健指導の推進

- ・特定保健指導従事者研修会の開催
- ・ICTを活用した保健指導の実施
- ・健診日に初回面談可能な健診機関と契約し保健指導が受けやすい環境を整備
- ・一社一健康宣言事業で保健指導実施率の宣言を必須化し意識付けを強化
- ・面談型とオンライン型、運動系と食事系など、パターン化した取組みやすいプログラム選択の整備

③ メタボ・予備群の減少

- ・野菜摂取及び減塩を目的とした「うま塩もつと野菜」プロジェクトの展開
- ・健康アプリ「おおいた歩得」の広報や関係機関の協力による利用者の拡大
- ・「健康経営事業所」の認定及び「健康寿命日本一おうえん企業」の登録制度

④ たばこ対策の推進

- ・普及啓発世界禁煙デー(5/31)及び禁煙週間(5/31～6/6)を中心に、禁煙や受動喫煙防止の普及啓発を実施
- ・学校等と連携し、未成年者への喫煙防止教育の充実を図った
- ・医療関係者や行政機関等と連携して、医療従事者や養護教諭、市町村や企業の保健師などを対象に禁煙支援従事者を養成
- ・健康経営事業所の従業員を対象とした禁煙サポート事業を実施
- ・たばこをやめたい方を対象に「禁煙外来(病院、診療所)」や「禁煙支援が受けられる薬局」、各保健所の禁煙相談等についてホームページで紹介

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する施策の実施状況

後発医薬品の使用促進について

- ・保健所設置地域県下9か所で、後発医薬品使用促進の講習会及びブリーフレットを配布するなどの啓発活動を実施
- ・後発医薬品差額通知の実施
- ・広報誌やホームページ等を通じて後発医薬品に関する情報の提供
- ・後発医薬品希望シールの配布

5 医療費推計と実績の比較

・第三期計画では、適正化対策を講じなかった場合、平成30(2018)年度の推計医療費4,821億円から、令和5(2023)年度には5,313億円まで医療費が増加することが推計されており、適正化対策を講じることで、令和5(2023)年度の医療費は5,258億円となると推計されていた。

・令和4(2022)年度の医療費の実績値は4,916億円となっており、推計との差異は243億円であった。

計画期間中の医療費推計と実績

単位: 億円

	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	計
① 推計値 (医療費適正化前)	4,821	4,919	5,019	5,115	5,213	5,313	-
② 推計値 (医療費適正化後)	4,772	4,869	4,967	5,062	5,159	5,258	-
③ 実績値	4,662	4,751	4,655	4,801	4,916	-	-
④ 推計値と実績値の差 (③-②)	▲ 110	▲ 118	▲ 312	▲ 261	▲ 243	-	-

出典: 推計値は厚生労働省「医療費適正化計画推計ツール」による試算
実績値は厚生労働省「国民医療費の概況」

6 今後の課題及び推進方策

1 県民の健康保持の推進

第三期計画における令和5(2023)年度の「特定健康診査実施率70%以上」、「特定保健指導実施率45%以上」、「メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少率25%以上(平成20(2008)年度比)」の目標については、それぞれ目標を下回っており、特に特定健康診査及び特定保健指導実施率については10ポイント以上の差があることから、引き続き第四期計画においても、実施率及び減少率の向上に向けて、関係者の更なる取組をより一層促す必要がある。

また、「喫煙率10.3%以下」、「受動喫煙の機会を有する者の割合を50%に低下」させる目標についても、いずれも目標達成には至らず、引き続き第四期計画においても、たばこ対策の取組を強化する必要がある。なお、第四期計画では、「受動喫煙の機会を有する者の割合」を「たばこで不快な思いをする者の割合」に変更している。

2 医療の効率的な提供の推進

第三期計画における令和2(2020)年9月までに後発医薬品の数量シェアを80%以上とする目標については達成されたものの、引き続き第四期計画においても、後発医薬品の使用促進について、関係者の更なる取組をより一層促す必要がある。

なお、第四期計画では、バイオ後続品の使用促進についても合わせて取組を実施することとしている。

3 今後の対応

上記1及び2などに対応するため、県民の健康保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に向けた取組を加速する必要がある。

第四期計画では、「糖尿病性腎症による新規透析患者の数を140人以下」とすることや、「バイオ後続品に数量ベースで80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上に到達」していることを新たな数値目標として設定するとともに、生活習慣病等の発症・重症化予防や健康寿命日本一おおいた県民運動の推進に引き続き取組んでいく。

また、バイオ後続品の使用促進や医療資源の効果的・効率的な活用といった取組を新たに記載しており、このような取組の実施や進捗状況についての分析を行うこととする。